（届出概要説明資料）

審議案件に関する概要

令和８年５月25日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	令和７年１２月２２日
担当部署	日高振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　所
株式会社AWアノマリー　代表取締役　若月　昭浩	札幌市中央区北５条西２丁目５番地 JR タワーオフィスプラザさっぽろ

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		ツルハドラッグ静内山手町店 日高郡新ひだか町静内山手町１丁目４２-1ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所		株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩 札幌市東区北２４条東２０丁目１番２１号
(3)新設日		令和８年８月２３日
(4)店舗面積の合計		１，１８０ ㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	４４ 台
	駐輪場の収容台数	７ 台
	荷さばき施設の面積	２４ ㎡
	廃棄物保管施設の容量	８ ㎥
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前　７時００分～午後９時５０分
	駐車場の利用時間帯	午前　６時３０分～午後１０時００分
	駐車場の出入口数	３箇所
	荷さばき時間帯	午前　６時００分～午後１０時００分

３．審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	設置台数４４台＝必要駐車台数４４台
	従業員駐車場等の整備	敷地内（店舗裏）に３台確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	７台 ・駐輪場を店舗入口付近に整備することで、利用効率を高めていく。 ・自動二輪駐車場は設けていないが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能と考える。 ・既存類似店舗の実績により、７台で不足することはないと考える。
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。オペレーターなし。 ・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシやホームページを利用し周知させ交通渋滞の緩和に配慮する。
	搬入車両等の誘導	・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・各出入口に「一旦停止」等の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。
	交通整理員の配置	・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法	・除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させる。 なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努めます。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪

		化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			予測地点1	60	51	○
			予測地点2	60	50	○
			予測地点3	55	44	○
			予測地点4	55	42	○
	夜間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			予測地点1	50	47	○
			予測地点2	50	44	○
			予測地点3	45	31	○
			予測地点4	45	31	○
	夜間の音源毎騒音ﾚﾍﾞﾙ最大値の予測値	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1	排気②	50	54	△
		a1'	排気②	40	31	○
		a2	冷凍機①	50	45	◎
	騒音問題の一般的対策		・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）に行わない。			
	荷さばき作業等の対策		・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。			
	付帯設備・施設等の対策		・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。			
	青少年等の蝟集（いしゅう）等の対策		・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。			
	その他の対応方策		・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていく。 ・住民から苦情が発生した場合は小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。			
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備		・設置容量7.875㎥＞必要設置容量5.530㎥			
	保管場所の位置、構造等		・廃棄物保管施設は室内密閉型としており、廃棄物が飛散することのないよう適切に管理する。			
	運搬・処理対策		・廃棄物の分別を徹底し、運搬時における引き取り作業の効率化・迅速化を図る。 ・関係法令及び条例に基づき、適正な運搬・処理を行う。 ・保管施設の設置容量については、指針で示される容量を十分に上回っており、容量不足となるおそれはない。			
	減量化、リサイクル等		・古紙、段ボール、発砲スチロール等については、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量化に努める。			
	調理臭、悪臭の飛散防止		・当該施設では調理行為を行わないため、調理臭の発生はない。 ・在庫管理を徹底し食品ロスの発生を抑制するとともに、万一食品廃棄物が発生した場合には、室内において蓋付き容器に一時保管し、悪臭の発散防止に努める。			

(4)街並みづくり等への配慮	・屋外照明および広告塔照明については、その光が地域住民等に悪影響を及ぼす「光害」とならないよう配慮し、照明は駐車場敷地内を照らすものとし、明るさは概ね 10 ルクス程度に抑制する。 また、営業時間終了後には速やかに消灯し、周辺環境への影響を最小限に留める。 ・当該地域で町並みづくりの取組みが行われる際には、その方針を尊重し、地域の景観形成との調和を図る。
(5)防災対策への配慮	・地方公共団体から、災害時における避難場所としての駐車場等敷地の一部利用や、店舗で取り扱う物資の提供等について要請があった場合には、可能な範囲で協力を行う。
(6)防犯対策への配慮	・閉店後は建物の機械警備システムを作動させ、併せて施錠を徹底し、防犯体制の維持に努める。 ・自治会等による地域防犯活動への協力に配慮するとともに、所轄警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応にあたる。
(7)地域貢献活動の取り組みについて配慮した事項	・地域社会への貢献の一環として、各地区の社会福祉協議会への車椅子の寄贈や、店頭での募金活動等を実施する。 ・前記(4)(5)(6)に記載のとおり、防災・防犯・環境保全等を通じて、地域社会との協調を図りながら、積極的に地域貢献活動に取り組む。

4．市町村、住民等の意見

(8)関係行政機関との協議状況		・届出書案を提出して計画概要を説明。
公安委員会（警察）		【北海道札幌方面静内警察署交通】
	協議時期	令和 7 年 8 月 12 日
	協議内容	警察署において、当該施設の配置図を提示し、国道 235 号の既存歩道切下げ部を移設する計画について、現在北海道開発局と協議中である旨を説明した。 併せて、既存歩道切下げ部の改造に際しては、緑地帯および排水桝の移設等の付帯工事が伴う見込みであることを報告した。 これに対し、警察署からは「最終的な許認可は道路管理者の判断によるものであり、正式な手続きには一定の期間を要するため、関連法令に準拠した手続きを行うこと。また、本部と情報共有のうえ、改めて連絡する。」との回答があった。
	協議時期	令和 7 年 8 月 19 日
	協議内容	警察署より電話連絡があり、「国道側の歩道切下げ移設については、特に協議を要する事項ではなく、計画を進めても差し支えない」との回答を受けた。
	協議時期	令和 7 年 11 月 18 日
	協議内容	警察署において、届出書案一式を提示し、計画の概要について説明を行った。 これに対し、警察署からは、国道 235 号沿いに計画している出入口①について、信号機が近接していることから、無理な右折出庫により一般通過車両との衝突事故が発生するおそれがあるため、右折出庫を抑制する看板を設置するよう指導があった。
	対応方針	この指導を受け、「右折出庫禁止」の看板を設置する旨を回答し、警察署の了承を得た。
		【北海道警察本部交通部交通規制課】
	協議時期	令和 7 年 11 月 28 日

	協議内容	本部において、届出書案一式を提示し、計画の概要及び警察署との協議において国道側出入口については、右折出庫を抑制する看板を設置することとなり、届出書案は既に修正済みである旨の説明を行った。 本部からは、特に指摘事項はなく了承を得た。
	地元市町村 協議時期 協議内容	【新ひだか町総務部まちづくり推進課】 令和７年 12 月５日 当課において、届出書案一式を提示し、計画の概要について説明を行ったところ、特段の指摘事項はなかった。
	教育委員会 協議時期 協議内容	【教育委員会教育部管理課】 令和７年 12 月５日 当課において、当該地域の学区について調査を実施した結果、当該地区は静内小学校及び静内中学校の学区であり、小学生はスクールバスによる登下校、中学生は徒歩又は自転車による登下校である旨の説明を受けた。 また、静内中学校が当該~~市~~地に近接していることから、工事着工前に学校へ直接説明することが望ましいとの助言があった。
	対応方針	これを踏まえ、当方からは、ツルハドラッグの出入口に設置する P サインに「通学路・学童注意」等の注意喚起表示を付し、ドライバーへの交通安全意識の向上に配慮すること、さらに、施工業者の決定後、着工前に小・中学校へ説明に伺う予定である旨を説明した。
	道路管理者 協議時期 協議内容	【北海道開発局室蘭開発建設部】 令和７年８月 12 日 開発局に施設配置図を提示し、国道 235 号に 1 箇所出入口を設置する計画について説明した。既存切下げ部が交差点から 5~~m~~m 以上離隔を確保できていないため、NTT 柱を避けた位置に移設を希望し、排水桝および緑地帯の移設工事の可否を相談したところ、「移設は可能」との回答を得た。今後、施工技術協議等の具体的な内容については、別途継続して協議することとした。
	協議時期 協議内容	【新ひだか町産業建設部建設課】 令和７年 12 月５日 建設課に対し、施設配置図を提示のうえ、駐車場出入口を東側市道に 1 箇所、西側市道に 1 箇所設置する計画について説明した。その結果、当課より「大型車両も利用する場合には、最大低下部幅 8m まで承認する。両サイドの変形縁石については、1 本落とし又は 2 本落としとする。」との回答を得た。 また、今後の施工技術協議等の具体的内容については、別途、設計者等が対応することとなる旨を説明し、了承を得た。
	その他関係機関	―

(1)市町村の意見	特になし
(2)住民等の意見	特になし

5．道（日高振興局連絡調整会議）の意見案

特になし